

議会はどう動く 市民のために！

三浦市議会災害時等行動マニュアル

三浦市議会

必要性と目的

平成23年3月の東日本大震災を契機として業務継続計画の策定が地方自治体にも広がりを見せている中、二元代表制の一翼である議会においても、大規模災害等の非常時に基本的な機能維持を図るため、議会独自の業務継続計画の策定の必要性がクローズアップされてきたところである。

三浦市議会においても、市内で大規模災害等の緊急事態が発生した場合に、市民を代表する議事・議決機関として迅速な意思決定と多様な市民ニーズの反映を図るため、必要となる組織体制や議員の行動方針等を定めた三浦市議会災害時等行動マニュアルを策定するものである。

想定される災害等

行動マニュアルの対象とする災害等

種 別	内 容
地震災害	<ul style="list-style-type: none">・市内で震度 5 強以上を観測した場合において、大規模な地震災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき
風水害	<ul style="list-style-type: none">・台風、暴風、豪雨、洪水、土砂災害等が発生し、又は発生するおそれがあるとき
その他の災害等	<ul style="list-style-type: none">・大規模な火災や爆発等の事故による被害、原子力災害、新型インフルエンザ等の感染症、津波災害、その他重大な被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき

市（行政）との関係

災害時においては、災害対応に実質的かつ主体的に当たるのは行政の関係課である。議会は議事・議決機関としての役割が基本であり、その範囲で災害に対応することが基本となる。このことを踏まえ、特に災害初期においては、議員の情報収集や要請等の行動については、その状況と必要性を見極め、市の職員が初動体制や応急対応に専念できるよう配慮が必要である。

一方で、議会が自らの役割である監視機能と審議・議決機能を適正に実行するには、正確な情報を早期に収集しチェックを行うことが必要である。そのため議会と市は、それぞれの役割を踏まえて、災害情報の共有を主体とする協力・連携体制を整え災害対応に当たる必要がある。

災害時の議会、議員の行動方針及び役割

(1)議会

- ア 対象災害等が発生し、三浦市災害対策本部、三浦市国民保護対策本部等が設置された場合、議長が市本部と連携して災害対応等を行う必要があると認めるときは、三浦市議会災害等対策本部を設置し、市本部が迅速かつ適切な災害対応等に専念できるよう必要な協力・支援を行う。

(2)議長

- ア 対象災害等が発生し、市本部が設置された場合、必要があると認めるときに議会災害等対策本部を設置することができる。
- イ 議会災害等対策本部及び災害対応等に係る事務を総括する。

災害時の議会、議員の行動方針及び役割

(3)副議長

ア 議長を補佐し、議長に事故あるときは、その職務を代理する。

(4)議員

- ア 議会災害等対策本部設置の連絡を受けた後、議会事務局に自身の安否、連絡先等を報告し、参集の求めがあるまでは、地域の一員として救援・復旧活動等に協力する。
- イ 地域での活動等を通じて把握した、重要と思われる災害情報等を議会災害等対策本部に報告する。
- ウ 市本部への災害対策に関する要請は、議員個人が行ってはならない。ただし、緊急を要するときは、その限りでない。

対象災害等発生時の体制

(1) 議会災害等対策本部の構成及び参集基準

- ・ 構成は、議長、副議長、各会派代表者及び議会運営委員会委員長とする。
- ・ 無所属議員がいる場合は、1人がオブザーバーとして出席する。
- ・ 参集基準は、議長及び副議長は震度5強以上又は市本部設置時に参集する。

(2) 議会災害等対策本部の所掌事務

- ・ 議員の安否確認等を行うこと
- ・ 議員からの災害情報等を収集、整理し、市本部に情報提供すること
- ・ 市本部から災害情報等を収集し、議員に情報提供すること 議員からの意見・要望等を取りまとめ、市本部へ提案、提言等を行うこと

(3) その他

議会災害等対策本部は、以上の体制を備えることを基本とし、必要な事項は議長が別途定めるものとする。

対象災害等発生時の具体的な対応

(1)議員

- ア 対象災害等が本会議又は委員会開催中に発生した場合
- イ 対象災害等が休会又は閉会中に発生した場合
- ウ 対象災害等が視察等の議員（委員）派遣中に発生した場合
- エ 対象災害等が議長等の出張中に発生した場合

(2)事務局職員

- ア グループリーダー級以上の事務局職員の行動基準
- イ 非常時優先業務
- ウ 議員への安否確認の方法と確認事項

アプリケーション「LINE」を利用し、三浦市議会のグループLINEに安否確認のメッセージを送信する。「LINE」を利用していない議員には、他の方法により個別にメールを送信する。送信後、応答のない議員には、電話で連絡する。

防災訓練及び行動マニュアルの見直し

(1)議会の防災訓練

対象災害等発生時の議会、議員の行動方針及び役割並びに体制、事務局職員の行動基準、非常時優先業務等の内容を検証、点検し、より実効性のあるものとするため、併せて災害に対する危機意識を高める観点から、議員及び事務局職員を対象とした防災訓練等を実施する。

(2)行動マニュアルの見直し

行動マニュアルは、災害対応等に係る法令等の改正等、状況に変化があった場合は、各派代表者会議において、適時、見直しを行い、必要に応じて議会運営委員会の意見を求めるものとする。

なお、行動マニュアルは、対象災害等発生時の議会、議員及び事務局職員の対応を定めたものであり、その内容は、原則として三浦市地域防災計画等と整合性を図るものとする。

三浦市議会災害等行動マニュアル(概要版)

区分	議長、副議長	各会派代表者、 議会運営委員長 (オブザーバー)	議員（議会災害等 対策本部員以外）	事務局職員 (グループリーダー級の職員)
対象災害等発生時	速やかに自身の安全確保を図ったうえで、被災者がいる場合には救出・救護を行う。			速やかに議会事務局へ参集し、非常時優先業務に従事する。 (その他の職員は、議長から参集が求められるまで三浦市業務継続計画に定める非常時優先業務に従事する)
参集	対象災害等発生時は、議会事務局に自身の安否等を連絡する。 対象災害等発生時または市本部設置時は、正副議長室に参集する。	地域の一員として救援・復旧活動等に協力する。		
議会災害等対策本部設置、安否確認	議長は、議会災害等対策本部の設置を決定し、議員及び市長に通知する。また、議員に対して安否等の確認を行う。	議会事務局からの安否確認に応答するとともに、連絡がとれる態勢を確保する。 地域での救護・復旧活動や災害情報等の収集に当たる。		議長の指示により、議会災害等対策本部設置の通知、議員に対する安否確認を行う。
情報収集、提供	議員及び市本部から災害情報を収集し、双方に提供する。	地域での活動等を通じて把握した重要な災害情報等を議会災害等対策本部に報告する。 議会災害等対策本部を通じて把握した情報を市民に提供する。		議員及び市本部から災害情報を収集・整理し、双方に提供する。
重要案件の協議	必要に応じて、会派代表者及び議会運営委員長の参集を求め、各種会議の開催及び協議事項の調整を行う。		各種調整、会議開催、要望活動等に係る事務に従事する。	
	議長から参集の求めがあった場合は、指定された日時、場所に参集する。 ・各種会議の開催及び協議を行う。 ・市本部と連携・協力し、国・県等に対して要望活動を行う。			

三浦市議会災害等行動マニュアル

ご清聴ありがとうございました